（補修）

第二百十二条　事業者は、第二百八条第一項若しくは第二項若しくは第二百九条第一項若しくは第二項の自主検査又は第二百十条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2　個人事業者は、第二百八条第五項において準用する同条第一項若しくは第二項又は第二百九条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の自主検査を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修するものとする。

（特別の教育）

第二百二十二条　（略）

2　作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。

3　前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。

一～六　（略）

4　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

（ゴンドラ安全規則の一部改正）

第五条　ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別の教育） **第十二条**　（略） 2　法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならない。 3　前二項の特別の教育は、次の科目について行わなければならない。 一～五　（略） 4　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 （定期自主検査） **第二十一条**　（略） 2・3　（略） 4　前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。 （補修） **第二十三条**　事業者は、第二十一条第一項若しくは第二項の自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに、補修しなければならない。 2　個人事業者は、第二十一条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに、補修するものとする。	（特別の教育） **第十二条**　（略） （新設） 2　前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。 一～五　（略） 3　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。第十七条第一項において「安衛則」という。）第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。 （定期自主検査） **第二十一条**　（略） 2・3　（略） （新設） （補修） **第二十三条**　事業者は、前二条の自主検査又は点検を行なつた場合において、異常を認めたときは、直ちに、補修しなければならない。 （新設）

（補修）

第二百十二条　事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なつた場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

（新設）

（特別の教育）

第二百二十二条　（略）

（新設）

2　前項の特別の教育は、次の科目について行なわなければならない。

一～六　（略）

3　安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。